



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託（総務私学課）…………… 1
- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課）…………… 1
- 歳入の徴収の事務の委託（情報産業振興課）…………… 1
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課）…………… 2

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（税務課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了・5件（建築指導課）…………… 3

人事委員会事項

- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 4

告 示

沖縄県告示第333号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成23年 6月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 委託した徴収事務 沖縄県公文書館に設置する複写機の賃貸料に係る徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 公益財団法人沖縄県文化振興会
 - (2) 所在地 南風原町字新川148番地の3
- 3 委託期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

沖縄県告示第334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年 6月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 土地改良区の名称 今帰仁村土地改良区
- 2 認可年月日 平成23年6月1日

沖縄県告示第335号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成23年 6月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 委託した徴収事務 沖縄 I T津梁パーク施設の施設使用料徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地 FROM&TTCコンソーシアム 那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター5階（代表団体 特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構 那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター5階、株式会社トロピカルテクノセンター うるま市字州崎5番地1）
- 3 委託期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

沖縄県告示第336号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年6月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
潮平（1）	糸満市字潮平の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
潮平（2）	糸満市字潮平の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
糸満（1）	糸満市字糸満の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
糸満（2）	糸満市字糸満の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
糸満（3）	糸満市字糸満の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
糸満（4）	糸満市字糸満の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
真栄里	糸満市字真栄里及び字糸満の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び糸満市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成23年6月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 新沖縄県税務事務トータルシステム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2

号

- 3 契約の相手方を決定した日 平成23年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 沖縄県浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 契約金額 57,708,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年6月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年3月19日 沖縄県指令土第201号、平成22年10月1日 沖縄県指令土第809号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字喜舎場上原1432番1ほか6筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北中城村字熱田604番地フェニックスマンション104号 比嘉孝則
- 5 検査済証番号 平成23年5月30日 第2903号
- 6 工事完了年月日 平成23年5月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年6月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年1月11日 沖縄県指令土第12号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大神里稲国謝原459番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1116番地南風原第二団地10-502 真志喜弘、南風原町字津嘉山1116番地南風原第二団地10-502 真志喜麗子
- 5 検査済証番号 平成23年5月30日 第2904号
- 6 工事完了年月日 平成23年5月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年6月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年7月23日 沖縄県指令土第683号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原350番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字喜屋武193番地 野原弘子、南風原町字喜屋武193番地 野原正司
- 5 検査済証番号 平成23年5月30日 第2905号
- 6 工事完了年月日 平成23年5月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年 6月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年 8月27日 沖縄県指令土第781号、平成23年 5月 6日 沖縄県指令土第543号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里450番 2 及び449番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字武富298番地メゾン T & T 301号室 山城正広
- 5 検査済証番号 平成23年 5月30日 第2906号
- 6 工事完了年月日 平成23年 5月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年 6月10日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 上 原 良 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成元年 4月 3日 沖縄県指令土第662号、平成 6年 7月20日 沖縄県指令土第519号（変更）、平成20年11月26日 沖縄県指令土第965号（変更）、平成21年10月23日 沖縄県指令土第894号（変更）、平成22年 6月28日 沖縄県指令土第629号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 読谷村字座喜味横田屋原2753番 1 ほか77筆（5 工区）
- 3 公共施設
 - (1) 種類 道路及び公園
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市曙 2 丁目10番24号 株式会社日建ハウジング 代表取締役 松田考之
- 5 検査済証番号 平成23年 5月30日 第2907号
- 6 工事完了年月日 平成23年 3月10日

人事委員会事項

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 6月10日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

沖縄県人事委員会規則第15号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成19年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。
第8条第1項第6号中「実習船」の次に「（人事委員会の定める船舶に限る。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒 900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
---	--